

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年11月県規則第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総合支庁長への委任)

第2条 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。ただし、知事が自らこれを行う場合は、この限りでない。

(1) 法第18条第1項(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により報告を求めること

(2) 法第19条第1項(法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査を行わせること

第3条及び第4条 削除

(一般廃棄物処理施設における処理の実績の報告)

第5条 法第8条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の3第1項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者、法第9条の3の3第1項の規定による届出を行った一般廃棄物処理施設の設置者又は法第15条の2の5の規定による届出を行った産業廃棄物処理施設の設置者は、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該許可又は届出に係る施設における一般廃棄物の処理の実績について、[別記様式第3号](#)による報告書を知事に提出するものとする。

(再生利用産業廃棄物処理業者の指定の申請等)

第6条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定(以下「再生利用産業廃棄物処理業者の指定」という。)を受けようとする者は、[別記様式第4号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、再生利用産業廃棄物処理業者の指定をしたときは、[別記様式第5号](#)による指定証を交付するものとする。

3 再生利用産業廃棄物処理業者の指定の有効期間は、5年とする。

4 再生利用産業廃棄物処理業者の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、当該再生利用産業廃棄物処理業者の指定の有効期間の満了後引き続き再生利用産業廃棄物処理業者の指定を受けようとするときは、[別記様式第6号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(再生利用産業廃棄物処理業の範囲の変更の承認の申請等)

第7条 指定業者は、再生利用産業廃棄物処理業者の指定に係る収集若しくは運搬又は処分の事業(以下「再生利用産業廃棄物処理業」という。)の範囲を変更しようとするとき(当該変更が再生利用産業廃棄物処理業の一部の廃止である場合を除く。)は、[別記様式第7号](#)による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、再生利用産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更を承認したときは、当該変更後の事業の範囲を記載した指定証を交付するものとする。

(指定業者の変更の届出等)

第8条 指定業者は、住所又は省令第10条の10第1項各号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、[別記様式第8号](#)による届出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出が指定証の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更後の事項を記載した指定証を交付するものとする。

(再生利用産業廃棄物処理業の廃止の届出)

第9条 指定業者は、再生利用産業廃棄物処理業の全部を廃止したときは、速やかに、[別記様式第9号](#)による届出書に当該再生利用産業廃棄物処理業者の指定に係る指定証を添えて知事に提出しなければならない。

(指定証の再交付の申請)

第10条 指定業者は、指定証を紛失し、汚損し、又はき損したために指定証の再交付を受けようとするときは、[別記様式第10号](#)による申請書を知事に提出するものとする。この場合において、当該申請が指定証の汚損又はき損によるものであるときは、当該指定証を添えなければならない。

(産業廃棄物処理業者等の許可に係る変更後の許可証の交付)

第11条 知事は、法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者等」という。)から法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出があり、当該届出が許可証の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更後の事項を記載した許可証を交付するものとする。

(許可証の再交付の申請)

第12条 産業廃棄物処理業者等は、許可証を紛失し、汚損し、又はき損したために許可証の再交付を受けようとするときは、[別記様式第10号](#)による申請書を知事に提出するものとする。この場合において、当該申請が許可証の汚損又はき損によるものであるときは、当該許可証を添えなければならない。

(特例措置による一般廃棄物処理施設の届出)

第12条の2 法第15条の2の5の規定による届出は、[別記様式第10号の2](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、[別記様式第10号の3](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

(産業廃棄物の処分等の報告)

第12条の3 法第18条第1項の規定により総合支庁長が事業者に対し報告を求めた場合における当該事業者の報告は、特に指示がある場合を除き、[別記様式第10号の4](#)による報告書を提出して行うものとする。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第13条 法第20条の2第1項に規定する登録を受けようとする者は、[別記様式第11号](#)による申請書を知事に提出しなければならない。

(登録証明書)

第14条 政令第19条に規定する登録証明書(以下「登録証明書」という。)の様式は、[別記様式第12号](#)によるものとする。

(登録を受けた廃棄物再生事業者の変更の届出等)

第15条 政令第20条の規定による届出は、[別記様式第13号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に規定する届出が登録証明書の記載事項の変更に係るものであるときは、当該変更後の事項を記載した登録証明書を交付するものとする。

(登録を受けた廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)

第16条 政令第21条の規定による届出は、[別記様式第14号](#)による届出書を知事に提出して行うものとする。この場合において、当該届出が事業場の全部の廃止によるものであるときは、登録証明書を添えなければならない。

(登録証明書の再交付の申請)

第17条 登録を受けた廃棄物再生事業者は、登録証明書を紛失し、汚損し、又はき損したために登録証明書の再交付を受けようとするときは、[別記様式第10号](#)による申請書を知事に提出するものとする。この場合において、当該申請が登録証明書の汚損又はき損によるものであるときは、当該登録証明書を添えなければならない。

(提出書類の部数及び経由)

第18条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類のうち次の表の左欄に掲げる書類は、同表の中欄に掲げる部数とし、同表の右欄に掲げる総合支庁長を経由しなければならない。

書類	部数	総合支庁長
一般廃棄物処理施設(市町村が設置する施設に限る。)に係るもの	2	当該施設の所在地を所管する総合支庁長
一般廃棄物処理施設(市町村以外の者が設置する最終処分場及び焼却施設に限る。)に係るもの(省令第4条の4の2に規定する申請書を除く。)	2	当該施設の所在地を所管する総合支庁長
一般廃棄物処理施設(市町村以外の者が設置する最終処分場及び焼却施設以外の施設に限る。)に係るもの及び省令第4条の4の2に規定する申請書	1	当該施設の所在地を所管する総合支庁長
産業廃棄物処理施設(政令第7条の2に規定する施設に限る。)に係るもの(省令第12条の5の2に規定する申請書を除く。)	2	当該施設の所在地を所管する総合支庁長
産業廃棄物処理施設(政令第7条の2に規定する施設以外の施設に限る。)に係るもの及び省令第12条の5の2に規定する申請書	1	当該施設の所在地を所管する総合支庁長
再生利用産業廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業(以下「処理業」という。)に係るもの(処理業を行い、又は行おうとする者の住所又は所在地が県外にあり、かつ、県内に事務所又は事業場を有しない者に係るものを除く。)	1	当該処理業を行い、又は行おうとする者の県内の主たる事務所又は事業場の所在地を所管する総合支庁長
廃棄物再生事業者に係るもの	1	当該事業者の県内の主たる事務所又は事業場の所在地を所管する総合支庁長
事業者の事業場に係るもの	1	当該事業場の所在地を所管する総合支庁長

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)第10条第1項に規定する指定を受けている者は、同条第3項の規定による当該指定の有効期間(以下「指定有効期間」という。)に限り、改正後の山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第6条第1項に規定する指定を受けた者とみなす。
- 前項に規定する者に対して交付された旧規則第10条第2項に規定する指定証は、指定有効期間に限り、新規則第6条第2項に規定する指定証とみなす。
附 則(平成7年4月1日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成8年12月27日規則第73号)
この規則は、平成9年2月1日から施行する。
附 則(平成10年7月10日規則第70号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定について適用する。
附 則(平成12年3月17日規則第11号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成13年4月1日規則第55号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成15年3月28日規則第23号)
(施行期日)
1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附 則(平成16年3月30日規則第26号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年3月31日規則第29号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
附 則(平成23年3月29日規則第14号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成30年4月3日規則第46号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則(令和3年3月26日規則第32号)
この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第3号

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者氏名

(電話番号)

一般廃棄物処理施設処理実績報告書

年4月1日から 年3月31日までの処理の実績について、山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設の種 類
- 2 施設の名称
- 3 施設の設置場所
- 4 処 理 能 力
- 5 処 理 方 式
- 6 許 可 年 月 日
- 7 許 可 番 号
- 8 使用開始年月日
- 9 技術管理者名
- 10 計 量 方 法
- 11 処 理 実 績

(1) 搬入実績 別紙1のとおり

(2) 処分実績 別紙2のとおり
別紙1

搬 入 実 績

1 ごみ処理施設 (単位 トン)

区分 月	生活系一般廃棄物		事業系一般廃棄物		産業廃棄物		計
	直 営	委 託	許 可	自 己 搬 入	許 可	自 己 搬 入	
計							

(注) 生活系一般廃棄物については、市町村別の内訳表を添付すること。

2 し尿処理施設

(単位 キロリットル)

区分 月	生し尿				浄化槽汚泥			ごみ ピット 汚水	生活 排水	計
	直営	委託	許可	計	直営 委託	許可	計			
計										

(注) 市町村別の内訳表を添付すること。

別紙2

処 分 実 績

1 ごみ処理施設

(1) 焼却処理施設

区分 月	搬入量	焼却量	稼動状況			焼却残さ量				ピット汚水				
			焼却日	却数	焼却延時間	却間	稼動率	ダスト	焼却灰	計	トン当たり残さ率	汚水量	処理量	処理率
	トン	トン	日		時間	パーセント	トン	トン	トン	パーセント	キロリットル	キロリットル	パーセント	キロリットル/トン
計														
焼却残さ処分方法			施設オーバーホール・改修等	内 容	期 間	各 種 試 験	内 容		実 施 機 関	期 日				
ピット汚水処理方法														

(注) 各種試験については、その結果の写しを添付すること。

(2) 破碎（圧縮）処理実績

区分 月	搬入量	処理量	稼動状況			処理物				処理物搬入先		
			処理回数	処理延べ時間	稼動率	焼却施設	埋立地	資源回収業者	計	施設 改修等	内容	期間
	トン	トン	日	時間	パーセント	トン	トン	トン	トン			
計												

(3) 埋立処分実績

区別 月	搬入量	埋立量 (A)	覆土量 (B)	計 (A)+(B)	器材稼動状況		汚水処理施設		残容量							
					日数	延べ時間	汚水量	稼動日数	全容量 m^3	前年度までの埋立容量 m^3	埋立量 m^3	各種試験	内容	実施機関	期日	
	トン	トン	トン	トン	日	時間	キロリットル	日								
計																

(注) 各種試験については、その結果の写しを添付すること。

2 し尿処理施設

区分 月	搬入量	処理量	稼動状況			残さ量					
			処理回数	処理延べ時間	稼動率	しき	消化汚泥	余剰汚泥	計		
	キロリットル	キロリットル	日	時間	パーセント	トン	トン	トン	トン		
計											
残さ処分方法	しき		施設 改修等	内容		期間	各種試験	内容		実施機関	期日
	消化汚泥										
	余剰汚泥										

(注) 各種試験については、その結果の写しを添付すること。

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者 氏名

(電 話 番 号)

再生利用産業廃棄物処理業者指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号(第10条の3第2号)の規定による再生利用産業廃棄物収集運搬業者(処分業者)の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業場の名称
 - 2 事業場の所在地及び電話番号
 - 3 業の種類
 - 4 事業の範囲
 - (1) 取り扱う産業廃棄物
 - イ 種 類
 - ロ 性 状
 - ハ 有害物質の有無
 - (2) 排出者の氏名又は名称
 - 5 再生利用の方法及び再生利用により得られる有用物
 - 6 事業の用に供する施設
 - (1) 収集又は運搬の用に供する施設 別紙1のとおり
 - (2) 処分の用に供する施設 別紙2のとおり
 - 7 事業開始予定年月日
- 添付書類
- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - 3 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 4 申請者が個人の場合は、住民票の写し
 - 5 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
 - 6 産業廃棄物の取引関係を明らかにする書類
 - 7 産業廃棄物の処分を業とする者の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 再生利用により得られる有用物の性状、成分等を記載した書類
 - (2) 主な販売先の一覧表
 - (3) 処理後に生じる産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - 8 業務経歴を記載した書類
 - 9 従業員名簿

- 10 事務所及び事業場の案内図
- 11 事業の用に供する施設の写真
- 12 運搬車の自動車検査証の写し
- 13 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

収集又は運搬の用に供する施設

収集又は運搬する産業廃棄物	種類			
	性状			
	取扱量			
排出者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
搬入先	氏名又は名称			
	指定年月日及び番号			
収集又は運搬施設	運搬車	名称及び型式		
		積載量		
		台数		
		特殊設備		
	他の運搬施設 運搬容器その	種類		
		容量		
		数量		
保管施設	設置場所			
	施設又は容器の構造			
	保管容量			
	数量			

処分の用に供する施設

処棄物 分する 産業廃	種 類			
	性 状			
	取 扱 量			
排 出 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
再 生 利 用 に よ り 有 用 物 と し ら れ	名 称			
	製 造 量			
処産 分業 後廃 に棄 物生 物じ る	種 類			
	性 状			
	発 生 量			
	有 害 物 質			
処 理 施 設	設 置 場 所			
	種 類			
	処 理 能 力			
	処 理 方 式			
	設 置 者			
	構造及び設備の概要			
保 管 施 設	設 置 場 所			
	施設又は容器の概要			
	保 管 容 量			
	数 量			

再生利用産業廃棄物処理業者指定証

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号（第10条の3第2号）に規定する指定を受けた者であることを証します。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

- 1 業の種類
- 2 事業の範囲
- 3 再生利用の方法及び再生利用により得られる有用物
- 4 指定年月日
- 5 指定番号
- 6 指定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

指定年月日

指定番号

再生利用産業廃棄物処理業者指定更新申請書

再生利用産業廃棄物処理業者の指定の更新を受けたいので、山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条第4項の規定により、申請します。

様式第7号

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及

び代表者氏名

(電話番号)

再生利用産業廃棄物処理業範囲変更承認申請書

再生利用産業廃棄物処理業の範囲の変更の承認を受けたいので、山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 変更の内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 4 変更予定年月日
- 5 変更の理由

添付書類

次に掲げる書類のうち変更に係るもの

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 3 産業廃棄物の取引関係を明らかにする書類
- 4 産業廃棄物の処分を業とする者の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 再生利用により得られる有用物の性状、成分等を記載した書類
 - (2) 主な販売先の一覧表
 - (3) 処理後に生じた産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 事業の用に供する施設の写真
- 6 運搬車の自動車検査証の写し
- 7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と

認める書類

W様式第8号

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

指定業者変更届出書

山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 変更の内容
(1) 変更前
(2) 変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

添付書類

次に掲げる書類のうち変更に係るもの

- 1 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 届出者が個人の場合は、住民票の写し
- 4 届出者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 5 事務所及び事業場の案内図
- 6 事業の用に供する施設の写真
- 7 運搬車の自動車検査証の写し
- 8 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と

認める書類

様式第9号

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

再生利用産業廃棄物処理業廃止届出書

再生利用廃棄物処理業の全部を廃止したので、山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 指 定 年 月 日
- 2 指 定 番 号
- 3 廃 止 年 月 日
- 4 廃 止 の 理 由

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電 話 番 号)

指定証（許可証、登録証明書）再交付申請書

指定証（許可証、登録証明書）の再交付を受けたいので、山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第10条（第12条、第17条）の規定により、次のとおり申請します。

- 1 指定証等の種類
- 2 指定等の年月日
- 3 指 定 番 号 等
- 4 申 請 の 理 由

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出書

産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として設置したい（非常災害のために必要な応急措置として設置した）ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
- 3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 4 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
(最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられているものを除く。）の面積及び残余の埋立容量)
- 6 産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件
- 7 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み
- 8 非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合にあっては、当該一般廃棄物が生じた時期及び地域
- 9 一般廃棄物の処理開始予定年月日
(非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた一般廃棄物の処理を開始した場合にあっては、処理開始年月日)

添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設に係る設置又は変更許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次のいずれかの書類
 - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可証の写し
 - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第1号、第2号、第4号、第6号又は第10号に該当する者であることを示す書類
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し
 - (5) 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

様式第10号の3

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る変更
(廃止)届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 2 産業廃棄物処理施設の種類
- 3 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 4 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出の年月日
- 6 変更(廃止)の年月日
- 7 変更の内容又は廃止の理由

添付書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書

様式第10号の4

総合支庁長 殿

年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電話番号)

産業廃棄物処理状況報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定により求めのあった廃棄物の処理状況について、次のとおり報告します。

事業場の所在地					電話番号			発生施設						
発生		委託処理			自家処理									
産業廃棄物の種類	発生量	受託者の氏名又は名称	運搬・処分の別	委託量	運搬先	運搬量	中間処理			埋立処分		処理施設の状況		
							処分場	処分方法	処分量	処分場	処分量	施設の種別	処理能力(最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)	処理方式、構造及び設備の概要
	トン			トン		トン			トン		トン			
備考														

(注) 事業場の所在地及び発生施設ごとに別表とすること。

様式第11号

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電 話 番 号)

廃棄物再生事業者登録申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2 第1項に規定する登録を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業所及び事業場の名称
- 2 事業所及び事業場の所在地及び電話番号
- 3 廃棄物の再生に係る事業の内容
 - (1) 取り扱う廃棄物の種類
 - (2) 再生利用の方法
 - (3) 再生利用により得られる有用物
- 4 事業の用に供する施設
 - (1) 種 類
 - (2) 数 量
 - (3) 構造及び設備の概要
- 5 廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 申請者が法人の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 申請前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 申請者が個人の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 資産に関する調書並びに申請前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類

廃棄物再生事業者登録証明書

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する登録を受けた者であることを証します。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

- 1 事業場の所在地
- 2 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 3 登録年月日
- 4 登録番号

W様式第13号

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電 話 番 号)

登録廃棄物再生事業者変更届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日
- 2 登録番号
- 3 変更の内容
(1) 変更前
(2) 変更後
- 4 変更年月日
- 5 変更の理由

添付書類

次に掲げる書類のうち変更に係るもの

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 4 届出者が個人の場合は、住民票の写し
- 5 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と

認める書類

様式第14号

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名
(電 話 番 号)

登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）届出書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登 録 年 月 日
- 2 登 録 番 号
- 3 廃止（再開）の年月日又は休止の期間
- 4 廃止（休止）の理由